

令和４年度 第２回 介護保険運営協議会議事録

開催日時 令和４年10月20日（木）午後２時00分から午後３時50分まで

開催場所 横須賀市役所 消防局庁舎４階 災害対策本部室

出席者

【委員】橋本委員長、鈴木副委員長、秋澤委員、五十嵐委員、大島委員、金井委員、
工藤委員、佐野委員、高崎委員、武尾委員、玉井委員、仲委員、三浦委員
（欠席）赤塚委員、星名委員

【事務局】介護保険課 宍戸課長、小西係長、桂係長、国部係長、佐藤係長、竹内主査、
茂木係長、瀬川、青井、坂庭
地域福祉課 藤崎次長、岩崎主査、福智、佐々木
指導監査課 吉田課長、鈴木係長
福祉施設課 青木次長、関係長

【傍聴者】６名

１ 開 会

事務局（介護保険課長）の司会で開会した。

２ 委員紹介

令和４年７月１日付けで委員委嘱を行った後の初回の協議会であるため、事務局から全委員の名前を読み上げ紹介した。

３ 事務局職員紹介

事務局が事務局職員の名前を読み上げ紹介した後、事務局を代表して民生局福祉こども部長が挨拶を行った。

４ 介護保険運営協議会の役割

新しく就任した委員もいるため、事務局から資料２－１及び資料２－２に基づき、当協議会における審議事項の取り扱い等について説明を行った。

５ 議 題

（１）介護保険運営協議会委員長、副委員長の選任

介護保険条例等施行取扱規則第２８条第１項の規定により、委員による互選が行

われ、委員長は橋本委員、副委員長は鈴木委員に決定した。

これより先の議事進行は、委員長によって進められた。

(2) 介護保険運営状況について【報告事項】

事務局から資料3に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委 員 1 ページの第1号被保険者数の3年7月末の合計と高齢者数等（住民基本台帳登載人口）の3年8月1日の65歳以上人口に差異がある理由を教えてください。

同様の質問で、要介護認定者及び事業対象者数の4年7月末の合計と2ページのサービス利用者数（令和4年7月）の対象者数も同じ数字になるのではないと思うのだが、差異がある理由を教えてください。

事務局 第1号被保険者数と高齢者数が異なるのは、住所地特例の関係で、市内に住んでいない方も含んでいるためである。

サービス利用者数の対象者数には、亡くなられた方や転出した方、資格喪失した方が入っているため、要介護認定者及び事業対象者数と相違が出ている。

委 員 1 ページの4番に要介護認定申請件数が出ているが、要介護認定を受けている方の主たる疾病の理由（要介護認定を受けることになった原因の疾病や疾患）がわかるようなデータはあるか。

事務局 今は把握できていないため、データの有無も含めて確認し、後日回答する。（事務局で確認したところ、データはなかった。）

委 員 8 ページの介護予防・生活支援サービス事業費で相当サービスの給付費を出していると思うが、同じ総合事業である住民主体サービス（訪問型サービスB）や短期集中型サービス（訪問型サービスC）のサービス料等のデータはないか。

事務局 訪問型サービスBだが、横須賀市として把握してる件数は0件である。理由としては、総合事業の中の介護予防ケアマネジメントCというもので、訪問型サービスBを位置付けているものが現時点でなく、保険者側にデータとして上がってこないためである。現在、この訪問型サービスBに相当する、地域活動というものについて横須賀市で把握している団体数は直近の10月時点で46団体ある。ただ、ほかにも行政が把握しておらず、地域の方々等小さなコミュニティの中だけで助け合い活動をやっていることもあると思うため、実際のところ46団体というのが、正確な数字であるかはわからない状況である。

委 員 確実に増えていってるのか、或いは横ばいなのか、団体数の変化はどうか。

- 事務局 訪問型サービスBをしようとしている方に対して、立ち上げ時点での補助制度、スタートしてから3年間は運営経費についての補助制度を設け、地域活動を立ち上げて軌道に乗るまでの間の支援を行っているため、サービスBを提供する地域団体の数は増えてきている。
- 委員 今年度の目標値や目標達成率はどうか。
- 事務局 あくまでも地域活動であるため、地域の皆さんのやる気を引き出すというところに主眼を置いている。行政の方から、活動してもらわないと地域が困るからという理由でお願いするわけにいかないのが、数値目標というのは持っていないが、市の職員や地域包括支援センターにいる生活支援コーディネーターといった関係職員が地域に溶け込んでいくことによって、活動をしたいと思っている方の活動を形にしていけるような支援をしているところである。
- 委員 簡易的な生活支援は少しずつ介護保険から外されていく中で、横須賀市内でも地域活動団体の有無によって地域間格差が出るのではないか。住民主体という部分については理解できるが、市としてもやる気を出させるような働きかけや工夫が必要だと思う。担ってもらいたいのは、おそらく65歳以上から後期高齢者前の比較的元気な方だと思うが、そういう方たちは就労していて時間がなかったりする。誰にどう担わせて、どのように住民主体を増やしていくのか方向性を示して、そこに至るまでの過程は考えなければいけないのではないかなと思う。
- 委員 3ページに載っている介護療養型医療施設・介護医療院について、第9期計画に向けて、介護療養型医療施設は2024年3月で完全廃止するのか、介護医療院はこのまま設置しないのか、他の市で設置しているところをお願いするのか、それとも何らかの形で検討していくのか、市の意見を聞きたい。
- 事務局 介護医療院・介護療養型医療施設は現在ないが、医療療養型のベッドを持っている病院がいくつかあり、希望があれば介護療養型のベッドに転換し、介護医療院に転換できると国から示されている。その件については神奈川県が毎年意向調査をしているため、意向に沿って第9期計画でも検討していきたいと考えている。

(3) 地域密着型サービスについて

【意見聴取事項（事後）】

地域密着型サービス事業者指定に係る意見について

事務局から資料4に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委 員 手洗い場のペーパーホルダーや紙タオルが、下側に設置されていると、全部雫が落ちてしまうので、上側につけて取り下げるような形にした方が衛生的には良いと思う。

委 員 デイサービスしんちゃん家だが、ポータブルトイレ（33ページ写真⑭）をトイレとして活用しているのか、それとも一時的に代用しているのか。

事務局 写真⑬のトイレ1が常設になっているが、横の何も置いてない部屋にポータブルトイレを置いている。人数が多く、どうしてもトイレが足りなくなったら手すり等をつけて、ポータブルトイレで対応するという考えだった。

委 員 ポータブルトイレは、本当に動けない人が使うものであり、常設のトイレとして置くのは衛生的にも良くないのではないか。定員 10 名であれば1台のトイレで十分事足りると思うので、あえてトイレという形で指定しなくても良いのではないか。

事務局 事務所に意見として伝える。

委 員 16 ページと 34 ページの消火器の位置だが、椅子を使う人や歩行機能が落ちてきた人が、廊下の途中に消化器があると引っかけてしまうといった事故の元にならないか。

事務局 歩行の邪魔になりそうな場所にあるので、施設の方に確認し、必要があれば移動するように伝える。

委 員 設備基準の内消火設備等だが、1つ目の事業所については、消火器・誘導灯と書いてある。他の3事業所については、火災報知機が加わっている。1つ目の施設に火災報知機がないのは、基準上問題ないのか。

事務局 火災報知器を設置する必要があるかは、消防法で建物の面積によって決まっており、今回は4事業所とも火災報知機をつける必要はない。もともと大きいビルだった場合、設置されたままになっていることがある。消火器・誘導灯は必ずつけなければいけないが、火災報知機についてはある一定の以上の大きさでなければ、不要ということになる。

委 員 18 ページのその他の利用料について、他の事業所では昼食やおやつ等の金額が書いてあるが、この事業所だけなしと書いてある。これは提供そのものがないのか。ここに書かずに後で利用料として請求しても良いのか。

事務局 もし、他の事業所のように介護保険以外の所定の費用・利用料を取るようであれば、指導監査課に利用料の内訳を変更届として提出しなければならないので、勝手に追加して請求することはできない。

委 員 28 ページの相談室についてだが、要件に遮へい物の設置等により、相談の内容が漏えいしないように配慮することとある。30 ページの図面を見ると左上に相談室があり、写真を見ると、事務室の隣になっているからカーテンで分かれている。他の部屋はドアがついていたりするが、相談室につい

ては、写真や図面上ではこういった遮へい物になってるのかわかりにくい。
実際どのように遮へいされているのか教えてほしい。

事務局 31 ページの写真⑤のベッドの左側に衝立・棚があり、それが横の部分の遮へいになっている。あとの面については、映っていないが建てかえカーテンのようなものがあつたのでそれで1面遮へいし、あとの2面は壁で覆われている。これだけだと遮へいが行き届かない部分があるので、使うときにはなるべく他の職員や利用者がいないときに利用してほしいということ、個人情報の保護には気をつけるようにと事業所に伝えた。

委 員 相談室の遮へい物については遮へいというよりは、その相談の内容が漏えいしないようにというのが主な目的なので、きちんと1つの部屋になっているか等事業所に行かれた時にぜひ指導をお願いしたい。

委 員 利用料の中に、おむつの費用が書かれているが、これはどのような場面で請求することができるのか。

事務局 利用者の持ち合わせがなく、デイサービスで持ってるものを使った時に請求している。

委 員 おむつの費用を介護保険料で取って良いのか。

事務局 別途、おむつの費用は徴収して構わないということになっている。施設サービスでは取れないが、通所サービスであれば別途徴収ができる。その際は料金表の変更届が必要になる。

【報告事項】

①地域密着型サービス事業者等の指定更新について

②地域密着型サービス事業者等の廃止について

事務局から資料5-1、資料5-2に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委 員 2つめの廃止事業所について、廃止年月日と廃止届受理日があいているのは、前回の調査の結果ということでよろしいか。

事務局 3月に委員から指摘を受け、事業所に調査をした。いくつか届出を受けたが、そのうち届出が遅れた1件である。

(4) 地域包括支援センターについて

【報告事項】令和3年度地域包括支援センターの活動状況等について

事務局から資料6-1から資料6-4に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委 員 資料6-1 地域包括支援センター活動状況の推移について、権利擁護は平成29年度と比べて2倍に増えているが、それでも介護予防（総合相談）の

1 割にも満たないのはニーズの問題なのか。

事務局 ニーズの問題と考えている。総合相談は、一般的な問い合わせに關しての相談も入っており、内容が多種多様なため、件数が多いのだと思う。

委員 権利擁護の事業は、待ちの姿勢ではいけないと思う。

事務局 実態としては、地域包括支援センターと一緒に地域福祉課が動くが、相談等があれば、まずは訪問することを共通の理念としている。地域包括支援センターとは、民生委員や町内会の方と関係を持つ中で、権利擁護の支援が必要な方がいたら、いち早く把握し、迅速に対応していくことが大事だと意見交換をしているところである。

委員 資料 6－2 の相談延件数について、昨年比べて 20% 上がってる地域包括支援センターもあれば、30% 下がってる地域包括支援センターもある。30% というと大きい数だと思うが、どういった理由で変化しているか把握しているか。

事務局 把握できていない。

委員 他の会議でも相談員と会うことがあるが、相談員によってかなり熱量に差があるように感じている。地域包括支援センターの中で、積極的に相談者を見つけていくところと、相談があれば対応するところがあれば、件数に差が出て、サービスの地域格差が生まれてくると思うが、それは良くないのではないか。町内会や民生委員は、普段から接触があるので、その地域包括支援センターの相談員がどこまで対応してくれるかわかると思うが、遠隔団体の場合は、直接話してどこまで対応してもらえるかわかることが多い。来た相談をこなせば良いと考えられてしまうと相談件数は段々減っていき、サービスの質も下がってしまうと思うので、姿勢や考えをある程度すり合わせていくことが必要になってくるのではないか感じた。

事務局 地域包括支援センターと共有を図っていきたい。

委員 資料 6－1 の介護予防ケアマネジメントの件数が減っているが、資料 6－2 ではそこまで変わっていない。現状ではそこまで変わっていないという認識でよろしいか。要支援の事業対象者の中には、自立意識が高く、セルフマネジメントできる人もたくさんいる。総合事業を使って枠組みを変えていかないと、そこまでサービスを使えない人で、例えば手すり 1 本借りるのに、時間をかけたマネジメントが本当に必要なのかといった問題は解決しないと思う。自分でマネジメントできる人であれば、マネジメントしてもらおう仕組みを作るといったことを横須賀市独自でしないと、どんなに相談員を増やしても、高齢者が増えるので、人手や時間が足りないと思う。何か工夫をして、元気な高齢者のマネジメントをどうするのかという大き

- な枠組みを変えていってほしい。
- 委員 資料 6－3②の久里浜の人件費の割合が増えているが何か理由があるのか。
- 事務局 常勤職員が 1 名増えたためである。
- 委員 常勤職員について、令和 2 年度から令和 3 年度で三職種職員数は 9 人から 8 人、その他の職員数は 0 人から 2 人で合わせて 1 名増えており、人件費が増えることによって 300 万の赤字になっている。収支としてはマイナスが大きくなっていると思うが、人員配置の関係で何か課題はあるか。
- 事務局 三職種職員数は高齢者人口に応じて決まり、久里浜の場合は 7.91 人の配置をお願いしているが、それより多く人員を配置し、地域のために貢献しようと考えてもらっていると認識している。

6 情報提供

(1) 横須賀市高齢者保健福祉計画（第 9 期介護保険事業計画を含む）の策定に向けた市民アンケート等について

事務局から資料 7 に基づき説明を行った。質疑はなかった。

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応について（高齢者関係）

事務局から資料 8 に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委員 第 7 波で自宅療養等で入院できずに自宅で亡くなった方が横須賀市内で何名いたか統計があれば教えてもらいたい。
- 事務局 そういったケースについては把握していない。
- 委員 把握していないだけで、実際にはいらっしゃるのではないかというのは心配である。特に高齢者施設はクラスター化するリスクが高く、クラスター化した施設から、手一杯で特定の職員に負担が集中してしまっているという話も聞いた。そういった施設への人的なサポートについても検討していただきたい。

7 その他

事務局から事務連絡として、審議会会議映像のオンライン配信可否について、今後、委員に意向確認のアンケートを行う旨を報告した。

8 閉 会

次回の開催は 12 月 23 日（金）午後 2 時からを予定していることを事務局（介護保険課長）から提示し、閉会した。

※この議事録は委員等の発言の要点筆記である。

以上